

情報システム開発等に係る入札参加者指名停止の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報政策課が所管する「情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会設置要綱」第3条第6項の規定に基づき、情報システム開発等の円滑かつ適正な履行を確保するため、競争入札の入札参加資格者に関する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この措置要領において、次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)契約担任者 長崎県財務規則(昭和39年規則第23号)第2条第6号に規定する契約担任者をいう。
- (2)有資格業者 「情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成25年3月22日長崎県告示第325号。以下「告示」という。)」に基づき決定された競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3)措置要件 別表1及び別表2の左欄に掲げる措置要件をいう。
- (4)指名停止 別表1及び別表2の各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、競争入札において入札に参加させない措置をいう。

(措置要件に該当する事実が発生した場合の報告)

第3条 契約担任者は、情報システムの開発等において、措置要件の一に該当する事実が発生したときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の報告を受けたときは、情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会を招集し、報告された事実の発生について内容の確認の審査を行い、その認否を定めるものとする。
- 3 別表1の3の から に列挙する行為があった場合で、かつ、その行為が軽微である又はその理由がやむを得ないと認められるため、措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、契約担任者は当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の措置)

第4条 有資格業者が措置要件の一に該当すると認めるときは、情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会の審査を経て、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。

なお、必要があると認めるときは、当該各号に規定する短期を下限とし長期を上限とする範囲内で、日により期間を定めることができる。

- 2 別表1の措置要件、3の「契約不履行等」に該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき、又は別表2の措置要件、8の「不正又は不誠実な行為」に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。

なお、指名停止を行わない場合において契約担任者は、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

第5条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一の事案について措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表1及び別表2の右欄に規定する期間の短期

及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 2の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の1.5倍を下限とし、期間の長期の1.5倍を上限として、期間の加算ができるものとする。
- 5 有資格業者が、告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表2各号に定める措置要件に該当するときは、第4条第1項及び前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間（最長36月）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 6 有資格業者が、告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表2各号のいずれにも該当しないときは、同表第8号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の1/2の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

（指名停止の通知）

第6条 指名停止を行ったときは、直ちに当該有資格業者に対し、様式第1号により通知するものとする。

- 2 前項の通知を行ったときは、直ちに、情報システムの開発等を所管する契約担任者に対し、様式第2号により通知するものとする。

（指名の取消）

第7条 契約担任者は、前条第2項の通知を受けたときにその有資格業者を現に指名しているときは、当該情報システム開発等の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 契約担任者は、有資格業者が第4条の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当該有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許等を要するシステムの開発等を発注する場合において、他に適当な有資格事業者がない場合にあってはこの限りでない。

附則

この要領は、平成22年5月18日から適用する。

この要領は、平成23年9月29日から適用する。

この要領は、平成24年8月2日から適用する。

この要領は、平成28年6月17日から適用する。

この要領は、平成28年10月31日から適用する。

別表1 不正行為に基づく措置基準（第4条関係）

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 県発注の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた関係者の事故）</p> <p>2 県発注の情報システム開発等の契約担任者と締結した契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>
<p>（契約不履行等）</p> <p>3 県発注の情報システムの開発等に関して、契約及び契約の履行にあたり、契約に違反するなど、県の契約の相手方として不適当と認められるとき。（下記の行為があった場合に適用する。ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。）</p> <p>競争入札参加者心得（平成11年12月27日制定）に違反し、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>有資格業者の責により契約の解除を行った場合</p> <p>落札したにもかかわらず契約を締結しなかった場合</p> <p>契約を履行しない場合、又は納期に遅延した場合</p> <p>過失により瑕疵のある成果品を納品したと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>

別表2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第4条関係）

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員(執行役員を含む)又はその支店若しくは営業所(常時情報システム開発等に関する契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>2週間以上2月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる情報システムの開発等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反した場合において、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 県が発注締結した場合</p> <p>イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>ウ 長崎県以外の他の公共機関が発注締結した場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為)</p> <p>5 県と締結した情報システムの開発等に関し、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合(有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p>	<p>刑事告発又は逮捕を確認した日から</p> <p>6月以上24月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 次のア、イ又はウに掲げる情報システムの開発等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 県が発注締結した場合 イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合 ウ 長崎県以外の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>(重大な競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 県と締結した情報システムの開発等に関し、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、情報システム開発等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法(明治40年法律第45号)及び暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を言い渡され、情報システム開発等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内 2月以上12月以内 2月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を確認した日から 6月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
---	---